## ガソリン等を容器への詰め替え 販売する場合の留意事項!!

・従業員が詰め替え作業を行う



顧客自らが詰め替え作業を行うことは、消防法令で禁止されています。 監視業務等に支障ない範囲で従業員が行ってください(セルフスタンドも同様 になります。)。

・適切な容器に詰め替えをする





灯油用ポリ容器にガソリンを入れることは、法律で禁止されています。 ガソリンの場合は、消防法令に適合した容器(市販の金属製容器など)に入れて ください。

・指定数量以上は販売しない



1日のうちで<mark>指定数量以上のガソリン等を詰め替え販売する</mark>ことは、原則禁止 されています(詳しくは裏面をご覧ください。)。

※指定数量

ガソリン・・・2000 軽油・・・1000€

## ※事業所の皆様へお知らせ・・・



・消防法令の改正により、ガソリンを容器への詰め替え販売を行う場合は、顧客の本人確認と使用目的の確認を行い、 販売記録の作成が義務づけとなりました。 (令和2年2月1日施行)



【問い合わせ】

尼崎市消防局予防課 危険物担当 TEL:06-6481-3965

FAX: 06-6483-5022